

○試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

平成18年2月23日国土交通省告示第306号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第90条第2号の規定に基づき、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のとおり定める。

第1 登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）が、当該登録試験機関に対して、試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合

第2 登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）が、当該登録試験機関に対する試験の申請に係る特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法（以下「特別評価方法」という。）を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

- 1 設計に関する業務
- 2 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- 3 建設工事に関する業務
- 4 工事監理に関する業務
- 5 製造に関する業務

第3 その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（試験員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに掲げる場合（当該登録試験機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又は職員（試験員を含む。）が当該申請に係る試験の業務を行う場合に限る。）

- 1 当該登録試験機関に対する試験の申請を自ら行った場合又は代理人として試験の申請を行った場合
- 2 当該登録試験機関に対する試験の申請に係る特別評価方法を用いた住宅若しくはその部分又は当該申請に係る特別評価方法を用いた住宅の部分を含む住宅について第2の1から5までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第4 第1から第3までに掲げる場合に準ずる場合であつて、試験の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。